

山口県報

平成 27 年
1 月 30 日
(金曜日)

目 次

- 規則
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 告示
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課)……………一
農用地利用配分計画の認可(農業振興課)……………二
道路の区域の変更(道路整備課)……………二
道路の供用の開始(道路整備課)……………三
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(港湾課)……………三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………六
○公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………七
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………八
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………九
○教委規則
教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………九
○公安委公告
契約の締結……………九



現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成二十二年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「旧給料月額」という。)」を削り、「以後において新給料月額が旧給料月額に達する」を「から平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



山口県告示第二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宇部興産中央病院		宇部市大字西岐波七五〇	平成二六、一〇、一

山口県告示第二十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年一月三十日
農用地利用配分計画の概要

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称		住 所	所 在	面積 (平方メートル)
農事組合法人あいさいの里	農事組合法人あいさいの里	柳井市日積三九六四	柳井市日積字鷹ノ巣二六八九の一ほか五筆	七、三〇三
農事組合法人おおさこ	農事組合法人おおさこ	伊陸九五二	伊陸字露重八五五の一ほか二筆	六、六二三
株式会社仁保農産	株式会社仁保農産	山口市仁保上郷一六	山口市仁保下郷字向田三六三六の三	一五二
中澤 美樹	中澤 美樹	佐山二二四二	佐山字塩田一八九〇の一ほか一筆	四、〇六二
芳川 勲	芳川 勲	長門市油谷蔵小田九一七	長門市油谷河原字一の西村一八五三ほか八筆	二二、四九八
石田 官	石田 官	油谷向津具下四三八二	油谷向津具上字上ヶ一八九六ほか二筆	四、三八三
杉村共榮士	杉村共榮士	油谷久富一一六	油谷久富字永石一〇六一ほか一五筆	三七、八一五
國光 登	國光 登	油谷角山五六七	油谷新別名字隅田一一七八の三ほか一筆	五、〇〇三
荒田 三郎	荒田 三郎	油谷河原一七五〇の三六	油谷河原字二の西村一九一四ほか二筆	七、九六八
中野 茂樹	中野 茂樹	日置上一五三四	日置上字下柱松一五二〇の一ほか四筆	六、八六三
有限会社社長門アグリ	有限会社社長門アグリ	西深川二六〇八	西深川字毛なし一五七九の一ほか三筆	四、九五八
農事組合法人アグリ中央	農事組合法人アグリ中央	三隅中九七四	三隅下字岸田四二〇の一ほか一〇筆	一八、四二八
農事組合法人あけぼのの里	農事組合法人あけぼのの里	三隅上三二四七	三隅上字中河原一四一一ほか一〇四筆	一八三、八七〇
農事組合法人中小野の郷	農事組合法人中小野の郷	四八九二	三隅上字樋口三九四三の一ほか一四九筆	三〇四、一〇五
農事組合法人二条窪	農事組合法人二条窪	三隅下九〇の一	三隅下字三反田一一二七ほか三五筆	四七、一三〇
農事組合法人木津ファームユニオン	農事組合法人木津ファームユニオン	俵山一五〇九の五	俵山字滝ノ上一〇〇五の五ほか一三三筆	一七八、〇九七

二 認可年月日
平成二十七年一月二十二日

山口県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

道路の種類	道路名	道路の区域
県道	豊浦菊川線	山口県知事 村岡 嗣 政

農事組合法人みのりの郷	〃	〃 二一三三	〃 〃 〃 字芋ヶ迫二〇三三ほか七四筆	一二〇、三二〇
農事組合法人境川	〃	〃 西深川四九一	〃 〃 〃 西深川字下黒岩一〇〇二の二ほか一三七筆	一七四、三五九
農事組合法人三ヶ村	〃	〃 深川湯本三四六	〃 〃 〃 深川湯本字五反田二三〇ほか一一九筆	一六九、三二四
農事組合法人アグリテイツク俵山	〃	〃 俵山六一四	〃 〃 〃 俵山字井領一六一二の一ほか四六筆	五八、六六〇
農事組合法人ほたるファーム俵山	〃	〃 五六一二	〃 〃 〃 字榎田五二六〇ほか一三九筆	二四〇、五四四
農事組合法人かみおか	〃	〃 日置中六二八九	〃 〃 〃 日置上字竹田五二九七の二ほか一三〇筆	一九二、三一〇
農事組合法人アグリサポルト大津	〃	〃 六五四二	〃 〃 〃 字下才ヶ原一七四二の一ほか二二三筆	二九二、九一九
農事組合法人浅井	〃	〃 油谷伊上六一六	〃 〃 〃 油谷伊上字樋ヶ迫五二四の三ほか四五筆	八八、三六四
農事組合法人河原	〃	〃 油谷河原二三九	〃 〃 〃 油谷河原字追尻一〇三一の一ほか一九二筆	四三〇、八七九
株式会社長州塩瀬農場	〃	〃 油谷伊上三八七	〃 〃 〃 油谷伊上字下碑田一〇四五ほか九九筆	一三三二、四二九
農事組合法人泉川	〃	〃 一二九	〃 〃 〃 字仏堂一三三六の一ほか八七筆	二〇五、二二七

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市豊浦町大字小串字谷田ヶ浴六〇八地先から 同市豊浦町大字小串字外無田八〇の 一地先まで	旧	最狭 二七・〇 最広 三三・五	二、〇〇三・〇	
下関市豊浦町大字小串字谷田ヶ浴六〇八地先から 同市豊浦町大字小串字外無田八〇の 一地先まで	新	最狭 七二・三 最広 七二・六	二、〇四二・七	ダブルウェイ
下関市豊浦町大字小串字稲荷一五六の 二地先から 同市豊浦町大字小串字権現の下四二 の五地先まで	新	最狭 三六・五 最広 三七・八	六〇二・九	下関市道神宮線の 区域
下関市豊浦町大字小串字権現の下四 及び 同市豊浦町大字小串字外無田八〇の 一地先まで	新	最狭 一六・〇 最広 七二・六	一、〇二九・六	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊浦菊川線	下関市豊浦町大字小串字神宮二三四の八地先から 同市豊浦町大字小串字外無田八〇の一 地先まで	平成二十七年一月 三十日

山口県告示第二十五号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十二年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

七の二 山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸に関する部分を次のように改める。
七の二 (一) 海岸の名称
山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、一の各点を順次結んだ線及び基点三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、補助点一三一の一、一二四の一、一〇七の一、一〇六の二、一〇六の一、九八の一、九七の一、九六の一、九四の一、八八の二、八八の一、一七の一、一四の一、一一の一、八の一、三の一、二の一、四三の一、四二の一、四〇の一、三八の一、三七の一、三六の一、三五の一、基点三五の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

- 一 下関市長府扇町一番地の五の標柱の位置（北緯三四度〇一分三五秒東経一三一度〇〇分四五秒）
- 二 基点一から一一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
- 三 基点二から一五一度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点
- 四 基点三から二一八度〇九分二秒一〇〇・六九メートルの地点
- 五 基点四から三一〇度四三分〇三秒一三・一六メートルの地点
- 六 基点五から二一八度一二分一三秒一、〇七〇・四〇メートルの地点
- 七 基点六から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点

- 八 基点七から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点
- 九 基点八から三〇一度一分〇七秒二七三・五九メートルの地点
- 一〇 基点九から三〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点
- 一一 基点一〇から三〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点
- 一二 基点一一から三一一度一分四四秒一三四・四四メートルの地点
- 一三 基点一二から三〇一度〇八分一四秒三・〇六メートルの地点
- 一四 基点一三から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
- 一五 基点一四から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
- 一六 基点一五から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
- 一七 基点一六から三〇一度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点
- 一八 基点一七から三四〇度三四分一七秒一八六・七〇メートルの地点
- 一九 基点一八から二一八度二二分〇八秒九八・八三メートルの地点
- 二〇 基点一九から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
- 二一 基点二〇から三四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点
- 二二 基点二一から三〇八度五五分一二秒一八七・五〇メートルの地点
- 二三 基点二二から二一度二四分〇八秒六九・四七メートルの地点
- 二四 基点二三から三八度四八分一二秒二五八・二九メートルの地点
- 二五 基点二四から三五一度五五分二一秒三・六二メートルの地点
- 二六 基点二五から三八度三一分〇五秒一七六・八六メートルの地点
- 二七 基点二六から二一八度三二分四七秒六三・七九メートルの地点
- 二八 基点二七から五五度〇〇分四九秒四三・九八メートルの地点
- 二九 基点二八から三五四度二〇分一八秒三三・〇六メートルの地点
- 三〇 基点二九から三九度四〇分三五秒八九・五七メートルの地点
- 三一 基点三〇から六九度四八分四二秒八〇・〇二メートルの地点
- 三二 基点三一から四一度四一分五八秒一〇一・八三メートルの地点
- 三三 基点三二から三五度四五分四二秒二五一・九八メートルの地点
- 三四 基点三三から四七度二九分二五秒二九・四四メートルの地点
- 三五 基点三四から三七度〇五分三六秒二・七二五・三七メートルの地点
- 三六 基点三五から一三五度二四分〇〇秒四二九・四五メートルの地点
- 三七 基点三六から一九五度三六分〇〇秒三六八・九八メートルの地点
- 三八 基点三七から二四二度四分〇〇秒六八六・八五メートルの地点
- 三九 基点三八から三一一度五四分〇〇秒五三・一六メートルの地点
- 四〇 基点三九から二二七度一六分〇〇秒六七〇・四五メートルの地点

- 四一 基点四〇から二一九度三三分〇〇秒四七二・二四メートルの地点
- 四二 基点四一から二一九度一八分〇〇秒五〇・六二メートルの地点
- 四三 基点四二から二一八度二四分〇〇秒二〇一・三六メートルの地点
- 四四 基点四三から二六一度五二分〇〇秒一一六・〇一メートルの地点
- 四五 基点四四から二三八度〇五分〇〇秒一八〇・六六メートルの地点
- 四六 基点四五から二三三度一三分〇〇秒一六七・三九メートルの地点
- 四七 基点四六から二二五度二二分〇〇秒一八九・一三メートルの地点
- 四八 基点四七から二二七度二七分〇〇秒二三・四六メートルの地点
- 四九 基点四八から二二一度二一分〇〇秒一〇七・七七メートルの地点
- 五〇 基点四九から二三五度五一分〇〇秒二六・七三メートルの地点
- 五一 基点五〇から二二五度五三分〇〇秒六〇・一九メートルの地点
- 五二 基点五一から二四〇度二一分〇〇秒二二・九一メートルの地点
- 五三 基点五二から二三〇度三〇分〇〇秒二一・五三メートルの地点
- 五四 基点五三から二二〇度三三分〇〇秒三〇・九三メートルの地点
- 五五 基点五四から二二六度一八分〇〇秒一七・五一メートルの地点
- 五六 基点五五から二一八度四〇分〇〇秒一八二・九〇メートルの地点
- 五七 基点五六から二三二度四六分〇〇秒七・〇七メートルの地点
- 五八 基点五七から二一八度一九分〇〇秒二二四・六一メートルの地点
- 五九 基点五八から二四三度五三分〇〇秒四・三一メートルの地点
- 六〇 基点五九から二一九度三三分〇〇秒一一三・一〇メートルの地点
- 六一 基点六〇から二〇三度五一分〇〇秒八一・一三メートルの地点
- 六二 基点六一から二一八度二七分〇〇秒七六・六八メートルの地点
- 六三 基点六二から二一七度二四分〇〇秒三〇・八六メートルの地点
- 六四 基点六三から二二七度四分〇〇秒七九・五四メートルの地点
- 六五 基点六四から二二〇度三三分〇〇秒三五・〇四メートルの地点
- 六六 基点六五から一五六度一六分〇〇秒一一・八八メートルの地点
- 六七 基点六六から二二二度〇六分四一秒一三・八〇メートルの地点
- 六八 基点六七から二二〇度〇四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
- 六九 基点六八から二二一度二五分〇七秒一一七・四三メートルの地点
- 七〇 基点六九から三〇〇度三五分二八秒一六八・五五メートルの地点
- 七一 基点七〇から二〇一度五四分一二秒一七・七六メートルの地点
- 七二 基点七一から二二二度〇四分〇〇秒一二六・五六メートルの地点
- 七三 基点七二から一七六度二五分〇〇秒三六・三四メートルの地点
- 七四 基点七三から二二一度四九分〇〇秒一四〇・八三メートルの地点

- 七五 基点七四から三二度〇六分〇〇秒二四・七五メートルの地点
 - 七六 基点七五から二二度一九分〇〇秒四八・九七メートルの地点
 - 七七 基点七六から二二度五一分〇〇秒三〇・五・三〇メートルの地点
 - 七八 基点七七から二二度四二分〇〇秒五〇・二五メートルの地点
 - 七九 基点七八から二二度二一分〇〇秒八二・八八メートルの地点
 - 八〇 基点七九から二九度五七分〇〇秒一九一・七五メートルの地点
 - 八一 基点八〇から二二度〇四分〇〇秒一四四・〇九メートルの地点
 - 八二 基点八一から二二度〇一分〇〇秒一四二・二〇メートルの地点
 - 八三 基点八二から二二度三一分〇〇秒五〇・一一メートルの地点
 - 八四 基点八三から三〇度五一分〇〇秒四一〇・七六メートルの地点
 - 八五 基点八四から二〇度四九分〇〇秒一〇〇・三六メートルの地点
 - 八六 基点八五から二〇度四六分〇〇秒三四四・四九メートルの地点
 - 八七 基点八六から二二度三〇分〇〇秒一五〇・七八メートルの地点
 - 八八 基点八七から二二度三〇分〇〇秒一七五・六四メートルの地点
 - 八九 基点八八から二二度一〇分〇〇秒一三四・七六メートルの地点
 - 九〇 基点八九から一八度四八分〇〇秒一七・〇一メートルの地点
 - 九一 基点九〇から二二度二五分〇〇秒八六・九三メートルの地点
 - 九二 基点九一から一四度〇〇分三三秒一七・三六メートルの地点
 - 九三 基点九二から二二度四五分〇〇秒二八・七九メートルの地点
 - 九四 基点九三から二二度二四分一六秒九七・九六メートルの地点
 - 九五 基点九四から二二度五二分五五秒三・四九メートルの地点
 - 九六 基点九五から二二度五三分一五秒四七五・二一メートルの地点
 - 九七 基点九六から二二度〇九分四九秒四六六・七九メートルの地点
 - 九八 基点九七から三〇度一三分一九秒六一・二九メートルの地点
 - 九九 基点九八から二二度〇五分二〇秒一九九・四六メートルの地点
 - 一〇〇 基点九九から二九度五四分一七秒一〇八・三三メートルの地点
 - 一〇一 基点一〇〇から二二度〇二分〇〇秒二九六・七四メートルの地
- 点
- 一〇二 基点一〇一から二二度五四分〇〇秒一一・一二メートルの地点
 - 一〇三 基点一〇二から二二度二六分〇〇秒一〇・二九メートルの地点
 - 一〇四 基点一〇三から一七度五六分〇〇秒一〇・六七メートルの地点
 - 一〇五 基点一〇四から二二度三〇分〇〇秒五五・〇五メートルの地点
 - 一〇六 基点一〇五から二二度二三分〇〇秒二八三・一三メートルの地

- 一〇七 基点一〇六から二二度〇二分〇〇秒五二九・五〇メートルの地
 - 一〇八 基点一〇七から二九度一三分〇〇秒四三一・九一メートルの地
- 点
- 一〇九 基点一〇八から二八度四九分〇〇秒一一〇・七五メートルの地
- 点
- 一一〇 基点一一〇九から一八度五三分〇〇秒二一・一四メートルの地点
 - 一一一 基点一一一〇から一〇度五〇分〇〇秒一〇四・一六メートルの地
- 点
- 一一二 基点一一一から一一七度〇八分〇〇秒八六・四五メートルの地点
 - 一一三 基点一一二から二〇度五八分〇〇秒九八・五二メートルの地点
 - 一一四 基点一一三から一三度三九分〇〇秒九一・五九メートルの地点
 - 一一五 基点一一四から二〇度五四分〇〇秒七・〇〇メートルの地点
 - 一一六 基点一一五から一三度六一分〇〇秒八二・一六メートルの地点
 - 一一七 基点一一六から一九度二五分〇〇秒八九・〇七メートルの地点
 - 一一八 基点一一七から九八度〇〇分〇〇秒二一・四五メートルの地点
 - 一一九 基点一一八から六六度〇九分〇〇秒二〇・八九メートルの地点
 - 一二〇 基点一一九から九六度三四分〇〇秒五・八三メートルの地点
 - 一二一 基点一二〇から四度四三分〇〇秒二六・〇二メートルの地点
 - 一二二 基点一二一から一三度五八分〇〇秒二九・五一メートルの地点
 - 一二三 基点一二二から四六度〇三分〇〇秒六五・五四メートルの地点
 - 一二四 基点一二三から一一七度三五分〇〇秒八五・九二メートルの地点
 - 一二五 基点一二四から二〇度四八分〇〇秒一〇・八四メートルの地点
 - 一二六 基点一二五から二〇度五一分三三秒四六・九四メートルの地点
 - 一二七 基点一二六から二四度二七分〇三秒六・九八メートルの地点
 - 一二八 基点一二七から二九度七一分一〇秒三・七七メートルの地点
 - 一二九 基点一二八から二〇度九分〇二分二一秒七・二二メートルの地点
 - 一三〇 基点一二九から一八度四三分一五秒二四・二九メートルの地点
 - 一三一 基点一三〇から九八度一四分四五秒一四・二七メートルの地点
- 補助点
- 二の一 基点二から四三度三四分三〇秒一〇六・四八メートルの地点
 - 三の一 基点三から九六度二六分二二秒一二四・三三メートルの地点
 - 八の一 基点八から一五五度一三分二一秒一一九・五〇メートルの地
- 点

- 一一の二 基点一一から二六〇度四五分四三秒一四二・六八メートルの地点
- 一四の二 基点一四から二四八度三三分三八秒八二・五二メートルの地点
- 一七の二 基点一七から一八一度二九分一五秒六九・〇三メートルの地点
- 三五の二 基点三五から三七度〇一分〇〇秒一三二・八二メートルの地点
- 三六の二 基点三六から七六度三七分〇〇秒一九六・八九メートルの地点
- 三七の二 基点三七から一三五度二九分〇〇秒二〇一・一四メートルの地点
- 三八の二 基点三八から一五〇度五二分〇〇秒一九八・九八メートルの地点
- 四〇の二 基点四〇から一三五度一五分〇〇秒一九九・九〇メートルの地点
- 四二の二 基点四二から一二九度〇九分〇〇秒二〇〇・六一メートルの地点
- 四三の二 基点四三から一四一度四三分〇一秒一五五・二九メートルの地点
- 八八の二 基点八八から六〇度二四分〇五秒一〇〇・七三メートルの地点
- 八八の二 基点八八から九九度四三分四〇秒二三九・七六メートルの地点
- 九四の二 基点九四から四五度一九分五八秒八四・八四メートルの地点
- 九六の二 基点九六から六五度二三分〇七秒一〇三・一三メートルの地点
- 九七の二 基点九七から一六六度二一分三三秒八二・〇七メートルの地点
- 九八の二 基点九八から一五〇度〇四分二二秒一一五・〇一メートルの地点
- 一〇六の二 基点一〇六から三二二度三五分二七秒一一二・二五メートルの地点
- 一〇六の二 基点一〇六から六七度五九分〇〇秒五〇・五二メートルの地点

山口県告示第二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学学部共通棟機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立大学学部共通棟機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構造及び規模	工事内容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地上五階建 延べ面積 六、五一六平方メートル	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式 ガス設備工事一式

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十七年一月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年二月十八日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年三月六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(三〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	平成二十四年四月二十七日から平成二十六年二月十二日まで	長門市地籍簿	仙崎、深川湯本、日置上及び日置中の各一部
美祿市	平成二十四年五月十日から平成二十六年二月二十二日まで	美祿市地籍簿	美東町大田の一部
周南市	平成二十四年四月二十七日から平成二十六年二月二十五日まで	周南市地籍簿	大字鹿野下の一部

二 認証年月日

平成二十七年一月三十日

(三一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年三月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人やまぐち健康福祉ネットワーク機構
代 表 者 の 氏 名 奥田 昌之
主たる事務所の所在地 宇部市東小串一丁目一番三六号

(三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年八月二十六日山口県公告(二八三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月三十日から同年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 A I S T A 新山口
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年九月十二日山口県公告(三一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月三十日から同年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス小野田店
所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年九月十二日山口県公告(三一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月三十日から同年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク三田尻店
所在地 防府市大字新田一一一の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年九月十二日山口県公告(三一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年一月三十日から同年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス小野田店
所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三六) 土地改良区の役員の名及住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及住所の届出がありました。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区	の名称	理事の別	氏 名	住 所
山口北部土地改良区		理 事	小野 藤男	阿武郡阿武町大字奈古一〇六一
〳		監 事	大田八十二	萩市大字上田万二七五九

二 退任した役員

土地改良区	の名称	理事の別	氏 名	住 所
山口北部土地改良区		理 事	河原 奈治	阿武郡阿武町大字奈古一〇八七の一
〳		監 事	原 久夫	萩市大字上田万二一八四の二

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年山口県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「（以下「旧給料月額」という。）」を削り、「以後において新給料月額が旧給料月額に達する」を「から平成二十七年三月三十一日」に改める。
附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
警備艇ながとの定期検査業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十二月十七日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号
- 六 契約金額
四千六百四十四万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第二項第八号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

平成二十七年一月三十日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市